

北海道事業者温室効果ガス排出量報告制度 Q&A

特定事業者向け（よくあるご質問と回答）

Q 1 排出量報告制度の目的は何か？

A 1 令和5年（2023年）4月に改正した北海道地球温暖化防止対策条例（以下、「新条例」、改正前の条例は「旧条例」とする。）では、特定事業者の方々を対象に、温室効果ガスの排出量を把握し、計画的に排出削減などの取組を実施していただくため、削減等計画書及び実績報告書の提出を求めています。

Q 2 改正条例における排出量報告制度の主な変更点は？

A 2 事業者温室効果ガス削減等計画書及び実績報告書に係る主な変更点は、次のとおりです。

① 対象事業者の規模要件を拡大（自動車運送事業者）

■トラック・バス 200台→100台以上

■タクシー 350台→150台以上

・報告期限 12月末日から7月末日に変更（令和5年度は10月1日まで）

・追加項目 排出量の削減目標・実績・取組の内容

再生可能エネルギーの導入目標・取組の内容

② 事業者排出量簡易報告書の創設

・簡易に排出量の把握や報告ができる仕組みを創設することで、中小事業者の取組を促進

・報告期限 7月末日（令和5年度は10月1日まで）

・特徴 エネルギー使用量を様式に入力させるだけで温室効果ガス排出量の計算が簡単にできる

排出量の削減や再エネ導入のための取組を任意に記載できる

事業者名を匿名での公表についての希望の有無

Q 3 事業者が温室効果ガス排出量削減のために講ずべき措置とは、具体的にどのようなものが考えられるか？

A 3 事業者が温室効果ガス排出量削減のために講ずべき措置の内容については、北海道地球温暖化対策指針において定めています。

例えば、各種設備・機器の効率的な運転、再生可能エネルギーの活用、カーボン・オフセットの推進、次世代自動車の導入などを指針として示していきます。

Q 4 排出原単位が必須項目になったが、複数の業種を経営しており、事業者として排出原単位を設定することが難しい場合はどうすれば良いか？

A 4 事業内容により単一の原単位を設定できない場合には、活動実態に即した複数の「温室効果ガスの排出量と密接な関係を持つ値」を重み付け合算することにより設定した原単位の設定方法を記載することが可能です。

(設定方法の例)

区 分	設定方法の例	
小売業（8割）・ビル業（2割）を営む事業者	$\frac{\text{全排出量} \times \text{小売業の排出割合 (0.8)}}{\text{生産金額 (円)}}$	$+ \frac{\text{全排出量} \times \text{ビル業の排出割合 (0.2)}}{\text{空調面積 (m}^2\text{)}}$

Q 5 計画書、報告書の作成義務は事業者か？、事業所（支店、工場等）か？

A 5 「事業者」が作成・提出して下さい。

事業所全体として基準を満たす場合には、個別事業所の規模や事業所数にかかわらず、合算（まとめて）提出して下さい。

Q 6 道外に本社がある事業者が計画・報告の提出をする際には、本社名義で行うのか？

A 6 原則として「本社名義」で行って下さい。

また、法人の代表者が事業所長や工場長など条例に係る諸手続について、責任がある方を代理人として委任することができます。

この場合、法人の名称及び代表者の氏名の下部に、代理人の職・氏名を記載して下さい。

なお、計画書等に委任状を添付する必要はありませんが、法人内で適切な委任手続き等を行って下さい。

Q 7 原油換算エネルギー使用量が年間 1,500kl 以上の事業者とは具体的にどのような事業規模か？

A 7 「省エネ法の概要」（2019年1月発行、資源エネルギー庁）によると、下記のとおり目安が示されています。

なお、個別事業所の事情によりエネルギー使用量は異なりますので、あくまで一般的な目安として判断していただくようお願いします。

小売店舗	約 3 万㎡以上	コンビニエンスストア	30～40 店舗以上
オフィス・事務所	約 6 0 0 万 kWh/年以上	ファーストフード店	25 店舗以上
ホテル	客室数 300～400 規模以上	ファミリーレストラン	15 店舗以上
病院	病床数 500～600 規模以上	フィットネスクラブ	8 店舗以上

Q 8 自動車運送事業者でなくとも多数の自動車を使用する事業者は対象としないのか？

A 8 条例では「自動車運送事業者」であるトラック・バス・タクシーを対象としています。
また、省エネ法でも同様の取り扱いであることから「自動車運送事業者」に対象を限定しています。

Q 9 令和4年度までに旧条例に基づく計画書を提出している場合、報告書は旧条例に基づく様式で提出するのか？

A 9 令和4年度までに旧条例に基づく計画書を提出している場合、その計画書に記載された計画期間に係る実績報告書については、旧条例に基づく様式で提出することもできます。
なお、再生可能エネルギーの導入のために講じた措置を新たに記載できる等の場合、新条例に基づく様式で提出して下さい。

Q 10 令和4年度までに旧条例に基づく計画書を提出しており、その計画書の内容を変更したい場合、旧条例に基づく様式で提出するのか？

A 10 令和4年度までに旧条例に基づく計画書を提出している場合、その計画書の内容を変更する場合、旧条例に基づく様式で提出することもできます。
ただし、過去に提出された計画を期間の途中で終了し、新たに新条例に基づく3カ年間の計画を策定されたい場合、新条例に基づく計画書を提出して下さい。
なお、過去の計画が途中で終了した場合も、その年度までの実績報告書は旧条例に基づく様式で提出することができます。

Q 11 令和4年度までに特定事業者の要件を満たして旧条例に基づく計画書を提出している場合で、その後、要件を満たさなくなった場合でも、計画期間中は実績報告書を提出する必要があるのか？

A 11 令和4年度までに計画書を提出されている場合、その計画期間中に特定事業者の要件を満たさなくなっても、実績報告書を提出して下さい。
これは道内において事業を全く行わなくなった場合でも、法人格が完全に消滅したような場合を除き、提出の義務があります。